

「平成 19 年版 法人税申告書の記載の手引」については、8 月 29 日 14 時まで掲載していたものに以下の誤りがありましたので、訂正し、8 月 29 日 14 時に再掲載しました。

「平成 19 年版 法人税申告書の記載の手引」正誤表

正				誤			
頁	欄	記 載 要 領	注意事項	頁	欄	記 載 要 領	注意事項
36 頁 (別表六)	「 $\frac{(15)-(16)}{2}$ 又は 12」 17」	次の場合に並び、次により記載します。 (1) 利子配当等の計算期間が 1 年以下であるものの元本の場合 …… $\frac{(15)-(16)}{2}$ 又は 12 (2) 利子配当等の計算期間が 1 年を超えるものの元本の場合 …… $\frac{(15)-(16)}{2}$ 又は 12		36 頁 (別表六)	「 $\frac{(15)-(16)}{2}$ 又は 12」 17」	次の場合に並び、次により記載します。 (1) 利子配当等の計算期間が 1 年以下であるものの元本の場合 …… $\frac{(15)-(16)}{2}$ 又は 12 (2) 利子配当等の計算期間が 1 年を超えるものの元本の場合 …… $\frac{(15)-(16)}{2}$ 又は 12	
73 頁 (別表十一)	「当期分不足額 46」	「合計 34」の金額から「当期償却額 35」の金額及び「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額 33」の金額又は「償却不足によるもの 30」の金額を控除した金額と「特別償却限度額 32」の金額とのうち、いずれか少ない金額を記載します。		73 頁 (別表十一)	「当期分不足額 46」	「合計 34」の金額から「当期償却額 35」の金額及び「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額 33」の金額又は「償却不足によるもの 39」の金額を控除した金額と「合計 34」の金額とのうち、いずれか少ない金額を記載します。	
77 頁 78 頁 (別表十六)	「計 23」	次の場合の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 「18」－「21」＋「22」の金額が「19」の金額を上回る場合 (21)＋(22) 又は (18)－(19) (2) 「18」－「21」＋「22」の金額が「19」の金額以下となる場合 (21)＋(22) 又は (18)－(19)		77 頁 78 頁 (別表十六)	「計 23」	次の場合の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 「18」－「21」＋「22」の金額が「19」の金額を上回る場合 (21)＋(22) 又は (16)－(18) (2) 「18」－「21」＋「22」の金額が「19」の金額以下となる場合 (21)＋(22) 又は (16)－(18)	